

東青梅駅北口自転車等駐車場の指定管理者の指定について

東青梅駅北口自転車等駐車場の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定にもとづき、市議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

記

- 1 公の施設の名称
東青梅駅北口自転車等駐車場
- 2 指定管理者となる団体
東京都港区西新橋二丁目 8 番 1 号
一般社団法人日本駐車場工学研究会
- 3 指定の期間
平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで